



新津商工会議所

No.320-1 2013年2月19日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

講演会のご案内

日時：3月28日(木) 16:00~17:00
場所：一楽ホール TEL:22-3155
(秋葉区新津本町2-7-10)

テーマ：「新潟県経済の展望」
講師：日本銀行新潟支店 支店長 照内 太郎 氏
定員：100名(定員になり次第締め切り)
聴講料：無料



当日は、15:00~15:50まで臨時議員総会が開催されますので講演会は議員総会終了後の開催となります。
申込み：新津商工会議所 (TEL:22-0121)

にいつ食の陣 2013

参加店募集締め切り間近！(2月末まで)

今年の「にいつ食の陣」の開催期間は次の通りです。

【月間座】5月 3日(金祝)~6月2日(日)
【当日座】5月12日(日)新津あおぞら市場会場内(予定)
【当日座】6月 2日(日)県立植物園花ふるフェスタ会場
実行委員会では多くの食関連事業者から参加していただき、食を通じて地域の活性化を図っていきたくと考えております。好評のスタンプラリーを継続し、「食の陣くじ引き」も希望店舗で実施する予定です。2月末まで参加店を募集しておりますので、ぜひお申込み下さるようお願いいたします。なお、これまで食の陣へ参加していただいた方、食関連事業者の方については、すでに募集案内を郵送しています。

問い合わせ先：にいつ食の陣実行委員会(新津商工会議所内)

TEL:0250-22-0121・FAX:0250-25-2332

にいつ食の陣

決算・消費税申告相談会

(事前に時間の予約をしてください。)

《決算》 日程：3月 4日(月)・5日(火)・6日(水)・7日(木)
《消費税》 日程：3月21日(木)・22日(金)
時間：9:00~12:00/13:00~16:00



会場：新津商工会議所 3F
決算・消費税相談会は待ち時間短縮のため時間予約をお願い致します。わかるところは記入してきてください。
決算・消費税申告相談につきましては、若干の手数料をいただきます。ご了承ください。

《主催》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会

消費税の事業者免税点制度の要件見直し

平成25年分から消費税の納税義務の判定に新たな基準が設けられています。本年分から新たに課税事業者になる方は消費税に対応した記帳が必要です。

納税義務の判定

従来の事業者免税点制度では、その課税期間の前々年(基準期間)の課税売上高が1千万円を超える事業者が、その課税期間において課税事業者となっていました。この基準に加えて新たに次の基準が設けられています。

【新基準】

平成25年1月1日以後に開始する年分については、その課税期間の前年1月1日から6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1千万円を超える事業者は、その課税期間において課税事業者となります。ただし、課税売上高が1千万円を超えた場合でも、その特定期間における給与等支払額が1千万円を超えていない場合は免税事業者と判定することが出来ます。

届出書の提出

特定期間の判定により、新たに課税事業者となる場合は「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を速やかに税務署に提出して下さい。

労働保険・社会保険 なんでも個別相談会

日頃、疑問に思っている年金、健康保険、労災雇用保険、労働基準法等の問題について専門家が無料で相談に応じます。この機会に是非ご利用ください。

日時：4月10日(水)~4月11日(木)
9:00~16:00

会場：新津商工会議所 3階ホール

相談員：専門相談員

主な相談受付項目

- ・労働保険年度更新申告手続き等
- ・雇用保険、労災保険に関する事
- ・年金、健康保険に関する事
- ・労働基準法に関する事
- ・雇入、解雇、退職、賃金等に関する事
- ・その他(労働、社会保険問題全般)



~ 備えよう、社員の万が一に！労働保険 ~

社長！あなたには労働保険に入る義務がある！

労働者(アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

まだ労働保険の加入手続きを行っていない事業主は、管轄の労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きをとられるようお願いいたします。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

新潟労働局労働保険徴収課(TEL:025-288-3502)

お近くの労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)



日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティ貸付	4,800万円	運 転 設 備	8年以内 15年以内	0.85% ~ 2.30%
教育一般貸付	1学生あたり 300万円	教 育 資 金	15年以内	2.45%

セーフティネット貸付や教育一般資金貸付等、日本政策金融公庫国民生活事業の申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所へ

経営改善貸付	1,500万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	1.65%
--------	---------	------------	---------------	-------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方
 原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
 最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
 常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
 所得税、法人税等の税金を完納されている方
 日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

経営改善貸付の申込みやお問い合わせは、新津商工会議所(TEL:0250-22-0121)

資金繰り円滑化相談会

中小企業者皆様の事業の円滑な資金調達を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

3月 5日(火)・4月2日(火)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

3月12日(火)・4月9日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)



平成25年3月末「中小企業金融円滑化法」が終了!

平成21年12月、中小・零細企業の事業主の方々や、住宅ローンの借り手の方々を支援するため、中小企業や住宅ローンの借り手の申込みに対し、できる限り、貸付条件の変更等を行うよう努めることなどを内容とするものであり、平成25年3月末で終了となります。

~ 中小企業経営者のみなさまへ ~
 国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します
【中小企業倒産防止共済】

取引先の突然の倒産!まさかのときの資金調達先は準備していますか?

「取引先の倒産」と「商取引の事実」の確認で迅速に貸付実行。

回収困難となった売掛金(被害額)相当の資金を調達できます。

(最高8,000万円まで)

当面の資金繰りに役立ち、自社と社員を守れます。

掛金は損金(必要経費)に算入できます。



【小規模企業共済】

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことはお考えですか?

将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金をお受け取りいただけます。

現役引退後の安心した生活設計が図れます。

個人事業主の「共同経営者」も加入できます。(2名まで)

掛金は全額所得控除の対象になります。

お問い合わせ、お申し込みは新津商工会議所(TEL:22-0121)まで

~ ワンポイント知識 ~

住宅を購入するのはいつが得?



すでに各種報道でもご存じのとおり、消費税率が次の様に段階的に引き上げられます。

平成26年 4月 1日以降 8%

平成27年10月 1日以降 10%

原則として、契約日が施行日前であっても、引き渡し日が施行日後の場合には、改正後の税率が適用されることとなりますが、過去に消費税率が3%から5%に引き上げられたときと同様に、工事や製造に係る請負契約などに関しては、次のような経過措置が講じられていますので注意しましょう。

(1) 平成25年9月30日までの契約について

平成25年9月30日までの間に契約が締結された場合、平成26年4月1日以降に完成引渡しが行われても、改正前の税率(5%)が適用されます。ただし、平成25年10月1日以後に当該契約が増額された場合には、増額される前の額に限られます。

(2) 平成25年10月1日から平成27年3月31日までの契約について

平成25年10月1日から、平成27年3月31日までの間に請負契約を締結された場合、平成27年10月1日以降に完成引渡しが行われても、改正前の税率(8%)が適用されます。ただし、平成27年4月1日以後に当該契約が増額された場合には、増額される前の額に限られます。